

長野県新興感染症対応力強化事業実施要綱

1 目的

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）に基づき、都道府県と医療措置協定（法第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定をいい、以下単に「協定」という。）を締結する医療機関の新興感染症への対応力を強化することにより、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築することを目的とする。

2 事業の実施主体

法第 36 条の 3 第 1 項の規定に基づき、都道府県と協定を締結する病院及び診療所の開設者とする。

3 事業内容

(1) 法第 36 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく「病床確保」に係る協定を締結する（協定締結が決まっている場合を含む。）病院及び診療所が実施する施設・設備整備事業

① 協定締結医療機関施設整備事業

ア 病室の感染対策に係る整備

- ・新興感染症発生・まん延時において、新興感染症の患者を受け入れるための個室の整備（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む。）等

イ 病棟等の感染対策に係る整備

- ・新興感染症発生・まん延時において、多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置
- ・病棟入り口の扉の設置
- ・病棟のゾーニングを行うための改修 等

ウ 個人防護具保管施設の整備

- ・個人防護具保管庫の設置
- ・個人防護具保管スペース確保のための建物改修 等

② 協定締結医療機関設備整備事業

ア 簡易陰圧装置

イ 検査機器（PCR 検査装置、等温遺伝子増幅装置）※

ウ 簡易ベッド

※ 「検査機器（PCR 検査装置、等温遺伝子増幅装置）」については、流行初期対応を行う内容の協定を締結する医療機関に限り対象とする。

(2) 法第36条の2第1項第2号の規定に基づく「発熱外来」に係る協定を締結する
(協定締結が決まっている場合を含む。) 病院及び診療所が実施する設備整備事業

協定締結医療機関設備整備事業

ア 検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置）※

イ 簡易ベッド

ウ H E P A フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）

※ 「検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置）」については、流行初期対応を行う内容の協定を締結する医療機関に限り対象とする。

附 則（令和6年8月27日付け6感第79号）

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和8年2月2日付け7疾感第1264号）

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。